

23(消費者庁)国家戦略特区等提案検討要請回答

提案管理番号	提案主体の氏名又は団体名	提案名	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	各府省庁からの検討要請に対する回答
088060	(A) 医療法人社団 小磯診療所 (B) 一般財団法人 日本開発構想研究所	コミュニティのエンパワメントで、医療費1兆円抑制への挑戦——『ウラガオモテ方式の地域医療・地域包括ケア』	個人情報保護法	緊急時における医療行為に必要な個人情報の扱いについては、個人情報保護法の対象外とする。	個人情報保護法は、病院の取り扱う機器や、個人情報の提供方法について、一律に規制しているものではない。 また、個人情報保護法第16条第3項第2号及び第23条第1項第2号では、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は、本人の同意を得ずに、個人情報の目的外利用及び第三者提供が可能とされているところ、緊急時における医療行為に必要な場合は、一般的に当該規定に当たると考えられることから、現行法下においても、個人情報を利用・提供することは可能である。
098020	北九州市	北九州市スマートシティ創造特区 ○スマートシティ・イノベーション ・アシストツールの介護現場等導入促進のための実証・実装 ～ロボット導入による作業効率化・負荷低減実証実験を通じた標準基準策定	個人情報保護法(第2条、第23条)	本プロジェクトにおけるアシストツールの研究開発に限り、実証で得た個人情報の共同利用に係るルールを策定し運用する。	個人情報保護法第23条では、本人の同意を得れば、個人データを第三者提供することは可能である。また、同条第4項第3号では、一定の事項を本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くことで、本人の同意を得ずに、個人データを共同利用できることとしている。以上のとおり、現行法下においても、これらの手続により、実証で得た個人データを共同利用することは可能である。
133050	公益社団法人 関西経済連合会 健康・医療専門委員会	健康・医療に関するサービス拡大・健康・医療データに関する整備他	-	医療機関でのヘルスケア関連商品・食品の販売拡大に向け医療機関や、機能性表示食品制度における不適切事例防止に向け食品関連事業者へ周知徹底を行う。	機能性表示食品制度を含む新たな食品表示制度については、全国説明会の開催や、機能性表示食品制度に関する事業者向け普及・啓発用資料の作成などの取組を行っているところ。 平成27年度予算においても、新たな食品表示制度に関する普及・啓発に係る事業の所要額を計上しており、当該事業も活用しながら、今後とも、機能性表示食品制度を含む新たな食品表示制度についての普及・啓発に努めたい。